

## 令和3年度 事業計画書

自;令和3年 4月 1日 至;令和4年 3月31日

### I. 基本方針

本財団は「デザイン保護を通じて創作を支援する」との立場から、意匠や裏印の保全事業を実施して商品開発の意欲や知財への関心に応え、陶磁器産業の持続的な発展に貢献したいと考えています。

意匠や裏印の保護については、電子メールで簡便に申請いただける「予備登録」と実績ある「保全登録」を両輪として皆さまに応えていく所存です。

また、本財団創設以来の蓄積された諸資料(意匠保全登録証及び輸出認証申請書控え)は先行意匠資料として活用していますが、その利用及び保存を促進するため、資料のデジタル化に努めてまいります。

また、意匠権、商標権、著作権など、知的財産権に関わる相談窓口として広く対応し、支援致します。

### II. 事業計画の概要

#### 1) 陶磁器のデザイン及び裏印の保全登録事業

食器・ノベルティ・タイルのデザインと裏印の保全について以下の事業を行います。

##### (1) 食器、ノベルティ、タイルの新規デザインと裏印の保全登録事業

意匠や裏印(ハウスマークなど)を本財団に保全登録し、保護・支援を行います。

##### ① 陶磁器デザインの保護は、下記の2つの制度にて対応しています。

利用者は保護を求める新規デザインの諸条件に合わせ、選択利用できます。

##### A. 意匠の保全登録制度

申請(書面申請)に基づき、新規性を判断する意匠審査を実施し、“新規性あり”とした意匠について保全登録を行います。保全期間の年限は設けていません。

##### B. 意匠の予備登録制度

申請(電子メール申請)に基づき、登録者・意匠・受付日付を確認し登録。「先使用の証拠」として本財団が証明します。利用期間は申請(登録)から3カ年(1年毎の更新確認)。4年目以降の保全を希望する登録者には A で対応します。

##### ② 「裏印」の保全登録

「裏印」は、次のように分類しています。

- 1) 会社名・窯名や会社マーク・窯印など、いわゆる「ハウスマーク」。
  - 2) 商品名やシリーズ名など「ファミリーネーム」「ペットネーム」と言われるもの。それぞれ保全登録した裏印は、本財団で管理するとともに、政府登録を希望される時には顧問事務所とともに支援します。
- 2については、使用期間の短い場合もあって登録を迷われるようですが、使用開始の時期が何より重要ですので、簡便な登録制度である「意匠の予備登録制度」を援用して、その時期を「受付日」として確定する対応いたします。

(2) 登録した新規デザイン・裏印の公開(除く 秘密登録)

保全登録した意匠や裏印を本財団ホームページにて公開します。

(3) カタログの受入

事業者からカタログやパンフレット等を受け入れ、本財団の受付日付を「公知日」とし(受付証を発行します)、当該カタログ等に掲載されている製品の模倣防止や他者による類似製品の権利化防止に役立てることが出来ます。

カタログ・パンフ掲載の商品名等も対象として含むものであり、商品名等の使用時期について、第三者による確認として利用できます。

(4) 意匠商標など知的財産権の啓発及び模倣防止対策

- ① 登録意匠・裏印の模倣問題への対処には、顧問弁理士・弁護士の協力を得て取り組みます。
- ② 意匠権や商標権、著作権など知的財産権に関わる相談に応じます。特許庁出願を希望の方には、顧問事務所とともに、出願の支援を行います。
- ③ 外国において商標権や意匠権を得ようとする事業者には、行政の実施する助成金制度の紹介及び申請に関する相談に応じます。
- ④ 不正競争防止法について、顧問弁理士・弁護士の協力を得て、適用事例等の研究を進めます。
- ⑤ 特許庁に登録された意匠・商標・実用新案などを検索できる「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の利用について相談に応じます。
- ⑥ WEB 上に紹介されているデザイン・知的財産権等に関するニュース(URL)を集め、「意匠センターNEWS」としてEメールで配信します。

2) 保存資料の公開・利用

本財団には下記の資料が保存されています。

- ① 意匠の「保全登録証」 1956年～現在 約13万件  
\*このうち、「食卓台所用品」約8万件はデータベース構築済み
- ② 輸出入取引法に基づく「意匠認証」資料 1956年～1997年 約75万件<意匠件数として、150万件以上>
- ③ 昭和初期(1932年、1935年)及び戦後(1950年、1954年)の業界団体調査の「裏印簿」(傘下の事業者対象)
- ④ 本財団1971年調査 輸出事業者を対象とした「裏印、シール、パタンネーム」報告ファイル
- ⑤ 収集した書籍、デザイン・工芸関連専門誌、業界紙誌

これら資料を公開し、利用を促進します。

#### <資料の公開・活用の主な取り組み内容>

- (A) 陶磁器意匠及び裏印に関する資料提供  
問合せに対応し、製造事業者や製造年代の特定出来たものについては、資料(コピー)などを提供する。
- (B) 瀬戸地区の最盛期を築いたノベルティ資料のデジタル化  
ノベルティについて保全登録意匠は約6万件あり、それらのデザイン的特徴によって検出できるデータベースを構築する。その資金として、2018年度特定寄附金を当てる。
- (C) 「陶磁器意匠データベース(食卓台所用品)」の利用を促進する。  
そのひとつの試みとして、同DBから意匠検索キーワードによる検出を行い、その結果の一部を閲覧できるコーナーをHP内に設ける。
- (E) 保存資料は全て、本財団事務所において閲覧可能とする。

### 3) 陶磁器デザインに関するセミナー事業

陶磁器デザインに関する講演会を行い、デザイン開発者の育成や陶磁器ファン層の拡大に貢献します。

また、知的財産権に関するセミナーを行い、創作保護に関する国の制度を把握し、その活用法について共に考える。

本年度開催の場所・時期は未定です。

(以上)